令和６年５月２８日
危　機　管　理　部

令和６年度風水害対策について

１　主旨

区は、令和元年台風第１９号（令和元年東日本台風）を教訓とした風水害対策総点検を踏まえた取組みを進め、風水害対策の強化を図ってきた。出水期を迎えるにあたり、世田谷区避難情報判断基準の改定および耳で聴くハザードマップによる情報発信の運用開始について報告する。

２　世田谷区避難情報判断基準の改定について【別紙１参照】

以下のとおり、令和６年６月１日付で改定を行う。

（１）国土交通省京浜河川事務所で進めている多摩川（二子玉川地区）の堤防整備の進捗により水害リスクが他の多摩川洪水浸水想定区域と同程度となったため、堤外地（玉川１丁目1～11番、玉川３丁目1，３番）に対する避難情報発令の個別基準を廃止し、他区域と同一の基準とする。

（２）近年大きな災害をもたらしている線状降水帯の発生等を勘案し、中小河川においても夕刻時点の明るい段階で避難を呼びかけることができる基準とする。

３　耳で聴くハザードマップによる情報発信の運用開始【別紙２参照】

①概要

Uni-voice 事業企画株式会社が運用する「ユニボイスブラインド」アプリに搭載されている耳で聴くハザードマップの読み上げ機能サービスにより、「世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップ」および「土砂災害ハザードマップ」の内容について情報発信することで、視覚障害者および盲ろう者の水害リスク等の情報取得の利便性の向上および水害時の円滑な避難行動に資する。なお、運用は６月１日から開始する。

②主な情報

・スマートフォンの GPS 機能と連携した現在地や周辺のハザードリスク
・近隣の避難所の表示と音声でのナビゲーション
・区が発表する避難情報や避難所開設状況等の情報（防災ポータルより情報取得）
・各種ハザードマップの情報面

４　今後のスケジュール（予定）

６月　１日　世田谷区避難情報判断基準改定（区ホームページ更新）
　　耳で聴くハザードマップによる情報発信の運用開始
６月１５日　耳で聴くハザードマップ区民周知（区のおしらせ６月１５日号）

世田谷区避難情報判断基準【現行】

令和４年６月改定

１　河川氾濫による避難情報判断基準

（１）多摩川の洪水に伴う避難情報判断基準

区分	判断基準	観測所	左の観測所における水位（※1）	避難情報発令対象地域
高齢者等避難【警戒レベル３】	①氾濫警戒情報【警戒レベル３相当情報】が発表された場合			多摩川洪水浸水想定区域全域
	②世田谷区が注視する観測所の水位が避難判断水位に達した場合	田園調布（上）水位観測所	避難判断水位 6.70m	玉川１丁目1～11番 玉川３丁目1、3番
	③ ①②の判断基準到達などの前においても、災害対策本部が設置され台風接近・通過前日までに水害時避難所（第１次）を開設する場合で、かつ、今後さらに大雨警報（浸水害）や多摩川の洪水警報の発表が予想される場合、水位予測において引き続き水位が上昇する予測が発表される場合。なお、発令にあたっては、公共交通機関の運行状況や暴風雨、夜間等の時間帯を考慮する。			多摩川洪水浸水想定区域全域
避難指示【警戒レベル４】	①氾濫危険情報【警戒レベル４相当情報】が発表された場合			多摩川洪水浸水想定区域全域
	②世田谷区が注視する観測所の水位が氾濫危険水位に達した場合	田園調布（上）水位観測所	氾濫危険水位 7.50m	玉川１丁目1～11番 玉川３丁目1、3番
	③ ①②の判断基準到達などの前においても、世田谷区に大雨警報（浸水害）・多摩川の洪水警報が発表されている状態で多摩川流域に大雨が降り続く等、多摩川の水位上昇が見込まれ、多摩川洪水浸水想定区域内で内水氾濫による浸水のおそれがある場合 ④多摩川の樋門・樋管の閉鎖前、閉鎖後にかかわらず多摩川の水位上昇に伴い、多摩川洪水浸水想定区域内で内水氾濫による浸水が発生した場合 ⑤暴風警報が発表された場合（暴風警報の発表後３時間後には暴風となるおそれがある） ⑥区が避難指示【警戒レベル４】を夜間に発令するような状況が想定される場合（夕刻時点で発令）			多摩川洪水浸水想定区域全域

別紙１

世田谷区避難情報判断基準【改定案】

令和６年６月改定

１　河川氾濫による避難情報判断基準

（１）多摩川の洪水に伴う避難情報判断基準

区分	判断基準	避難情報発令対象地域
高齢者等避難【警戒レベル３】	①氾濫警戒情報【警戒レベル３相当情報】が発表された場合 ② <u>①の判断基準到達などの前においても、</u> 災害対策本部が設置され、台風接近・通過前日までに水害時避難所（第１次）を開設する場合で、かつ、 ア 今後大雨警報（浸水害）や多摩川の氾濫警戒情報の発表が予想される場合 イ 水位予測において引き続き水位が上昇する予測が発表される場合 ※発令にあたっては、公共交通機関の運行状況や暴風雨、夜間等の時間帯を考慮する。	多摩川洪水浸水想定区域全域
避難指示【警戒レベル４】	①氾濫危険情報【警戒レベル４相当情報】が発表された場合 ② <u>①の判断基準到達などの前においても、</u> 世田谷区に大雨警報（浸水害）・多摩川の氾濫警戒情報が発表されている状態で、多摩川流域に大雨が降り続く等、多摩川の水位上昇が見込まれ、多摩川洪水浸水想定区域内で内水氾濫による浸水のおそれがある場合 ③多摩川の樋門・樋管の閉鎖前、閉鎖後にかかわらず多摩川の水位上昇に伴い、多摩川洪水浸水想定区域内で内水氾濫による浸水が発生した場合 ④暴風警報が発表された場合（暴風警報の発表後３時間後には暴風となるおそれがある） ⑤区が避難指示【警戒レベル４】を夜間に発令するような状況が想定される場合（夕刻時点で発令）	多摩川洪水浸水想定区域全域

区分	判断基準	観測所	左の観測所における水位（※1）	避難情報発令対象地域
緊急安全確保【警戒レベル５】（※３）	【災害発生直前または既に 発生しているおそれ】 ①世田谷区が注視する観測所の水位が氾濫開始相当水位（※2）に達した場合	田園調布(上)水位観測所	氾濫開始相当水位 11.70m	多摩川洪水浸水想定区域全域
	②多摩川の堤防において異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により堤防決壊のおそれが高いと国土交通省から通報があった場合（区が確認した場合も発令する。） ③多摩川に流入する樋管・樋門において、機能支障等により操作できない場合 【災害発生を確認】 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（氾濫発生情報等により把握できた場合）			

※1 区が注視する水位観測所の水位は、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所が定めている。
※2 氾濫開始相当水位は、区の区域で最も越水・溢水の可能性が高いと考えられる箇所において氾濫が開始する水位。
※3 緊急安全確保【警戒レベル５】は、区が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、必ず発令する情報ではない。

＜避難情報の解除の判断基準＞

区分	判断基準
解除	避難情報の解除については、高齢者等避難【警戒レベル３】の水位観測所の水位が避難判断水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、大雨警報（浸水害）の解除や上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、内水氾濫による浸水の発生状況等も考慮して解除するものとする。 また、堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合の解除については、浸水域の拡大がみられず、多摩川からの氾濫のおそれがなくなった段階を基本として解除する。

区分	判断基準	避難情報発令対象地域
緊急安全確保【警戒レベル５】（※２）	【災害発生直前または既に発生しているおそれ】 ①田園調布（上）水位観測所において、氾濫開始相当水位（※1）に達した場合 ②多摩川の堤防において異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により堤防決壊のおそれが高いと国土交通省から通報があった場合（区が確認した場合も発令する。） ③多摩川に流入する樋管・樋門において、機能支障等により操作できない場合 【災害発生を確認】 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（氾濫発生情報等により把握できた場合）	多摩川洪水浸水想定区域全域

※1 氾濫開始相当水位は、区の区域で最も越水・溢水の可能性が高いと考えられる箇所において氾濫が開始する水位。
※2 緊急安全確保【警戒レベル５】は、区が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、必ず発令する情報ではない。

＜避難情報の解除の判断基準＞

区分	判断基準
解除	避難情報の解除については、高齢者等避難【警戒レベル３】の水位観測所の水位が避難判断水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、大雨警報（浸水害）の解除や上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、内水氾濫による浸水の発生状況等も考慮して解除するものとする。 また、堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合の解除については、浸水域の拡大がみられず、多摩川からの氾濫のおそれがなくなった段階を基本として解除する。

（２）野川・仙川の洪水に伴う避難情報判断基準

区分	判断基準
【警戒レベル３】高齢者等避難	大沢池上（三鷹市）の基準点において都の設定する基準（氾濫危険水位）を超過し、「氾濫危険情報」【警戒レベル４相当情報】が発表された場合
【警戒レベル４】避難指示	①大沢池上（三鷹市）の基準点において都の設定する基準（氾濫危険水位）を超過し、「氾濫危険情報」【警戒レベル４相当情報】が発表されている状態で、鎌田橋野川、鎌田橋仙川いずれかの基準点において都の設定する基準（氾濫危険水位）を超過した場合 ②鎌田橋野川、鎌田橋仙川いずれかの基準点において都の設定する基準（氾濫危険水位）を超過し、「氾濫危険情報」【警戒レベル４相当情報】が発表された場合
【警戒レベル５】緊急安全確保	【災害発生直前または既に発生しているおそれ】 水位が天端まで到達し、氾濫のおそれが高まっている場合 【災害発生を確認】 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（把握できた場合）

※野川・仙川は水位の上昇が早く、突然の集中豪雨の場合などは上記のような段階を経ての避難情報発令が間に合わないことが考えられる。
※避難情報発令対象地域：野川・仙川洪水浸水想定区域全域

＜避難情報の解除の判断基準＞

区分	判断基準
解除	避難情報の解除については、高齢者等避難【警戒レベル３】の基準点の水位が氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、大雨警報（浸水害）の解除や上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、内水氾濫による浸水の発生状況等も考慮して解除するものとする。 また、堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合の解除については、浸水域の拡大がみられず、野川・仙川からの氾濫のおそれがなくなった段階を基本として解除する。

（２）野川・仙川の洪水に伴う避難情報判断基準

区分	判断基準
【警戒レベル３】高齢者等避難	大沢池上（三鷹市）基準点の水位により、「氾濫危険情報」【警戒レベル４相当情報】が発表された場合
【警戒レベル４】避難指示	①大沢池上（三鷹市）基準点の水位により、「氾濫危険情報」【警戒レベル４相当情報】が発表されている状態で、鎌田橋野川、鎌田橋仙川いずれかの基準点において都の設定する基準（氾濫危険水位）を超過した場合 ②鎌田橋野川、鎌田橋仙川いずれかの基準点の水位により、「氾濫危険情報」【警戒レベル４相当情報】が発表された場合
【警戒レベル５】緊急安全確保	【災害発生直前または既に発生しているおそれ】 各基準点における水位が天端付近まで到達し、氾濫のおそれが高まっている場合 【災害発生を確認】 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（把握できた場合）

※1 野川・仙川は水位の上昇が早く、突然の集中豪雨の場合などは上記のような段階を経ての避難情報発令が間に合わないことが考えられる。
※2 高齢者等避難【警戒レベル３】以上 の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合は、判断基準に達していない段階でも夕刻時点での発令を検討する。
※3 避難情報対象地域：野川・仙川洪水浸水想定区域全域

＜避難情報の解除の判断基準＞

区分	判断基準
解除	避難情報の解除については、高齢者等避難【警戒レベル３】の基準点の水位が氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、大雨警報（浸水害）の解除や上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、内水氾濫による浸水の発生状況等も考慮して解除するものとする。 また、堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合の解除については、浸水域の拡大がみられず、野川・仙川からの氾濫のおそれがなくなった段階を基本として解除する。

（３）丸子川・谷沢川・呑川の洪水に伴う避難情報判断基準

①丸子川

区分	判断基準
【警戒レベル３】高齢者等避難	丸子川の洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現し、急激な水位上昇のおそれがある場合
【警戒レベル４】避難指示	滝ノ橋基準点の水位が「氾濫危険水位」（洪水特別警戒水位）（10.63m）に達し、「氾濫危険情報」【警戒レベル４相当情報】が発表された場合
【警戒レベル５】緊急安全確保	【災害発生直前または既に発生しているおそれ】 滝ノ橋基準点の水位が天端付近まで到達し、氾濫のおそれが高まっている場合 【災害発生を確認】 越水・溢水が発生した場合（把握できた場合）

※丸子川は水位の上昇が早く、突然の集中豪雨の場合などは上記のような段階を経ての避難情報発令が間に合わないことが考えられる。

※避難情報発令対象地域：丸子川洪水浸水想定区域全域

＜避難情報の解除の判断基準＞

分 区	判断基準
解除	避難情報の解除については、高齢者等避難【警戒レベル３】の状態が解消され、かつ、基準点の水位が氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、大雨警報（浸水害）の解除など降雨のおそれがない場合を基本として解除するものとする。 また、越水・溢水が発生した場合の解除については、浸水域の拡大がみられず、丸子川からの氾濫のおそれがなくなった段階を基本として解除する。

（３）丸子川・谷沢川・呑川の洪水に伴う避難情報判断基準

①丸子川

区分	判断基準
【警戒レベル３】高齢者等避難	洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で丸子川に「警戒」（赤）が出現し、急激な水位上昇のおそれがある場合
【警戒レベル４】避難指示	滝ノ橋基準点の水位により、「氾濫危険情報」【警戒レベル４相当情報】が発表された場合
【警戒レベル５】緊急安全確保	【災害発生直前または既に発生しているおそれ】 滝ノ橋基準点の水位が天端付近まで到達し、氾濫のおそれが高まっている場合 【災害発生を確認】 越水・溢水が発生した場合（把握できた場合）

※1 丸子川は水位の上昇が早く、突然の集中豪雨の場合などは上記のような段階を経ての避難情報発令が間に合わないことが考えられる。

※2 高齢者等避難【警戒レベル３】以上の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合は、判断基準に達していない段階でも夕刻時点での発令を検討する。

※3 避難情報発令対象地域：丸子川洪水浸水想定区域全域

＜避難情報の解除の判断基準＞

分 区	判断基準
解除	避難情報の解除については、高齢者等避難【警戒レベル３】の状態が解消され、かつ、基準点の水位が氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、大雨警報（浸水害）の解除など降雨のおそれがない場合を基本として解除するものとする。 また、越水・溢水が発生した場合の解除については、浸水域の拡大がみられず、丸子川からの氾濫のおそれがなくなった段階を基本として解除する。

②谷沢川

区分	判断基準
【警戒レベル３】高齢者等避難	谷沢川の洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現し、急激な水位上昇のおそれがある場合
【警戒レベル４】避難指示	①丸山橋基準点の水位が「氾濫危険水位」（洪水特別警戒水位）（31.06m）に達し、「氾濫危険情報」【警戒レベル４相当情報】が発表された場合 ②矢川橋基準点の水位が「氾濫危険水位」（洪水特別警戒水位）（12.76m）に達し、「氾濫危険情報」【警戒レベル４相当情報】が発表された場合
【警戒レベル５】緊急安全確保	【災害発生直前または既に発生しているおそれ】 各基準点の水位が天端付近まで到達し、氾濫のおそれが高まっている場合 【災害発生を確認】 越水・溢水が発生した場合（把握できた場合）

※谷沢川は水位の上昇が早く、突然の集中豪雨の場合などは上記のような段階を経ての避難情報発令が間に合わないことが考えられる。

※避難情報発令対象地域：谷沢川洪水浸水想定区域全域

＜避難情報の解除の判断基準＞

区分	判断基準
解除	避難情報の解除については、高齢者等避難【警戒レベル３】の状態が解消され、かつ、基準点の水位が氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、大雨警報（浸水害）の解除など降雨のおそれがない場合を基本として解除するものとする。 また、越水・溢水が発生した場合の解除については、浸水域の拡大がみられず、谷沢川からの氾濫のおそれがなくなった段階を基本として解除する。

②谷沢川

区分	判断基準
【警戒レベル３】高齢者等避難	洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で谷沢川に「警戒」（赤）が出現し、急激な水位上昇のおそれがある場合
【警戒レベル４】避難指示	丸山橋または矢川橋のいずれかの基準点の水位により、「氾濫危険情報」【警戒レベル４相当情報】が発表された場合
【警戒レベル５】緊急安全確保	【災害発生直前または既に発生しているおそれ】 各基準点の水位が天端付近まで到達し、氾濫のおそれが高まっている場合 【災害発生を確認】 越水・溢水が発生した場合（把握できた場合）

※1 谷沢川は水位の上昇が早く、突然の集中豪雨の場合などは上記のような段階を経ての避難情報発令が間に合わないことが考えられる。

※2 高齢者等避難【警戒レベル３】以上 の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合は、判断基準に達していない段階でも夕刻時点での発令を検討する。

※3 避難情報発令対象地域：谷沢川洪水浸水想定区域全域

＜避難情報の解除の判断基準＞

区分	判断基準
解除	避難情報の解除については、高齢者等避難【警戒レベル３】の状態が解消され、かつ、基準点の水位が氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、大雨警報（浸水害）の解除など降雨のおそれがない場合を基本として解除するものとする。 また、越水・溢水が発生した場合の解除については、浸水域の拡大がみられず、谷沢川からの氾濫のおそれがなくなった段階を基本として解除する。

③呑川

区分	判断基準
高齢者等避難【警戒レベル３】	呑川の洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現し、急激な水位上昇のおそれがある場合
避難指示【警戒レベル４】	池上基準点の水位が「氾濫危険水位」（洪水特別警戒水位）（5.82m）に達し、「氾濫危険情報」【警戒レベル４相当情報】が発表された場合
緊急安全確保【警戒レベル５】	【災害発生直前または既に発生しているおそれ】 工大橋の水位が天端付近まで到達し、氾濫のおそれが高まっている場合 【災害発生を確認】 越水・溢水が発生した場合（把握できた場合）

※呑川水位周知河川指定区間は世田谷区内にはかからないが、呑川洪水浸水想定区域が世田谷区内にかかり、「氾濫危険情報」発表対象区となっているため、避難情報判断基準を定める。
※呑川は水位の上昇が早く、突然の集中豪雨の場合などは上記のような段階を経ての避難情報発令が
間に合わないことが考えられる。
※避難情報発令対象地域：呑川洪水浸水想定区域全域

＜避難情報の解除の判断基準＞

分 区	判断基準
解除	避難情報の解除については、高齢者等避難【警戒レベル３】の状態が解消され、かつ、基準点の水位が氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、大雨警報（浸水害）の解除など降雨のおそれがない場合を基本として解除するものとする。 また、越水・溢水が発生した場合の解除については、浸水域の拡大がみられず、呑川からの氾濫のおそれがなくなった段階を基本として解除する。

③呑川

区分	判断基準
高齢者等避難【警戒レベル３】	洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で呑川に「警戒」（赤）が出現し、急激な水位上昇のおそれがある場合
避難指示【警戒レベル４】	池上基準点の水位により、「氾濫危険情報」【警戒レベル４相当情報】が発表された場合
緊急安全確保【警戒レベル５】	【災害発生直前または既に発生しているおそれ】 工大橋の水位が天端付近まで到達し、氾濫のおそれが高まっている場合 【災害発生を確認】 越水・溢水が発生した場合（把握できた場合）

※1　呑川水位周知河川指定区間は世田谷区内にはかからないが、呑川洪水浸水想定区域が世田谷区内にかかり、「氾濫危険情報」発表対象区となっているため、避難情報発令基準を定める。
※2　呑川は水位の上昇が早く、突然の集中豪雨の場合などは上記のような段階を経ての避難情報発令が間に合わないことが考えられる。
※3 高齢者等避難【警戒レベル３】以上 の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合は、判断基準に達していない段階でも夕刻時点での発令を検討する。
※4 避難情報発令対象地域：呑川洪水浸水想定区域全域

＜避難情報の解除の判断基準＞

分 区	判断基準
解除	避難情報の解除については、高齢者等避難【警戒レベル３】の状態が解消され、かつ、基準点の水位が氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、大雨警報（浸水害）の解除など降雨のおそれがない場合を基本として解除するものとする。 また、越水・溢水が発生した場合の解除については、浸水域の拡大がみられず、呑川からの氾濫のおそれがなくなった段階を基本として解除する。

２　土砂災害による避難情報判断基準

区分	判断基準
【警戒レベル３】高齢者等避難	①大雨警報（土砂災害）【警戒レベル３相当情報】が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」【警戒レベル３相当情報】となった場合 ②前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報【警戒レベル２】が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）【警戒レベル３相当情報】に切り替える可能性が言及されている場合）（夕刻時点で発令）
【警戒レベル４】避難指示	①土砂災害警戒情報【警戒レベル４相当情報】が発表された場合 ②土砂災害の危険度分布で「非常に危険（紫）」【警戒レベル４相当情報】となった場合 ③土砂災害の前兆現象が確認された場合（例 斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生、斜面の亀裂等） ④暴風警報が発表された場合（暴風警報の発表後３時間後には暴風となるおそれがある） ⑤区が避難指示【警戒レベル４】を夜間に発令するような状況が想定される場合（夕刻時点で発令）
【警戒レベル５】緊急安全確保	【災害発生直前または既に発生しているおそれ】 大雨特別警報（土砂災害）【警戒レベル５相当情報】が発表された場合 【災害発生を確認】 土砂災害の発生が確認された場合

※上記に関わらず、避難情報は今後の気象状況等を踏まえ総合的に判断して発令する。
※避難情報発令対象地域：土砂災害（特別）警戒区域（発令対象区域は、土砂災害危険度分布の危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害（特別）警戒区域に絞り込む）

＜避難情報の解除の判断基準＞

区分	判断基準
解除	避難情報の解除については、高齢者等避難【警戒レベル３】の状態が解消された段階を基本とするが、土砂災害は雨が止んだ後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことや現地の状況等を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断する。 また、土砂災害が発生した場合の解除については、都や専門家の意見等をもとにして総合的に解除の判断を行う。

２　土砂災害による避難情報判断基準

区分	判断基準
【警戒レベル３】高齢者等避難	①大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「警戒（赤）」となった場合 ②前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合）（夕刻時点で発令）
【警戒レベル４】避難指示	①土砂災害警戒情報【警戒レベル４相当情報】が発表された場合 ②土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「非常に危険（紫）」となった場合 ③土砂災害の前兆現象が確認された場合（例 斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生、斜面の亀裂等） ④暴風警報が発表された場合（暴風警報の発表後３時間後には暴風となるおそれがある） ⑤区が避難指示を夜間に発令するような状況が想定される場合（夕刻時点で発令）
【警戒レベル５】緊急安全確保	【災害発生直前または既に発生しているおそれ】 大雨特別警報（土砂災害）【警戒レベル５相当情報】が発表された場合 【災害発生を確認】 土砂災害の発生が確認された場合

※上記に関わらず、避難情報は今後の気象状況等を踏まえ総合的に判断して発令する。
※避難情報発令対象地域：土砂災害（特別）警戒区域
（発令対象区域は、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）危険度分布）　の危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害（特別）警戒区域に絞り込む）

＜避難情報の解除の判断基準＞

区分	判断基準
解除	避難情報の解除については、高齢者等避難【警戒レベル３】の状態が解消された段階を基本とするが、土砂災害は雨が止んだ後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことや現地の状況等を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断する。 また、土砂災害が発生した場合の解除については、都や専門家の意見等をもとにして総合的に解除の判断を行う。

耳で聴くハザードマップについて

別紙２

■ 耳で聴くハザードマップとは？

耳で聴くハザードマップは、音声コード読み取りアプリである「Uni-Voice Blind」に実装されている、総合防災コンテンツです。

ハザードマップ画面では、住所入力不要で現在地とその周辺の災害リスク情報を**すべて音声で読み上げます**。

さらに現在地から最寄りの避難所についてや、警報・注意報も読み上げるため、スマホに「Uni-Voice Blind」を入れておくだけで、いつでもどこでもすぐに命を守る大事な防災情報を得ることができます。

- ▶ 気象庁・国土地理院のオープンデータを利用し、テキストを生成
- ▶ 洪水・土砂災害・高潮・津波のリスク情報を音声で提供
- ▶ 現在地から最寄りの避難所を表示、音と振動を利用して避難所の位置の把握も可能
- ▶ 視覚障がい者に不可欠なスクリーンリーダーに完全準拠
- ▶ 点字ディスプレイを介して盲ろう者も利用

「Uni-Voice Blind」アプリの
ダウンロードはこちら。

Download on the App Store

GET IT ON Google Play

操作手順

① Uni-Voice Blindアプリを起動します。

② 赤い現在地アイコンをタップします。

③ ハザードマップボタンをタップします。

④ ハザードマップ画面が表示されます。